

港湾法施行令の一部改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法を改正し、安全性を維持しつつコスト低減を図るため、港湾の施設の技術基準の適合性を確保するため港湾の施設の建設等に係る確認制度を規定し、登録確認機関制度を設けたところです。

この改正は、平成19年4月1日の施行を予定していることから、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）を改正し、登録確認機関の登録の有効期間等について定めることを予定しています。

2. 概要

①技術基準対象施設の追加

港湾の防災機能の向上を図るため、改正法第1条の規定による改正後の港湾法（以下「新港湾法」という。）第56条の2の2第1項において、施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するよう建設、改良又は維持しなければならない政令で定める港湾の施設として、荷役機械、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地及び広場を追加することを検討しております。

②登録確認機関の登録の有効期間

登録確認機関の登録の有効期間は改正法第1条の規定による改正後の港湾法（以下「新港湾法」という。）第56条の2の4において3年を下らない政令で定める期間とされており、その期間について3年とすることを検討しております。

③手数料が免除される独立行政法人

国土交通大臣が確認業務を行う場合、確認を受けようとする者は、手数料を国土交通大臣に納付することとなっています。

新港湾法第56条の2の20第1項において、業務内容等の事情を勘案して手数料が免除される独立行政法人については政令で定めることとなっており、その法人として水産大学校、水産総合研究センター、港湾空港技術研究所、航海訓練所、海技教育機構及び国立高等専門学校機構の各独立行政法人を定めることを検討しております。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：平成18年9月下旬

施行日：平成19年4月1日